

新制度施行による要介護認定の取扱いについての例

適用日：平成18年4月1日

新予防給付開始

有効期間の満了日が3月31日の要支援者

<要支援>

<要支援1>

有効期間の満了日が4月30日の要支援者

<要支援>

有効期間の満了日が3月31日の要支援者の場合は、「要支援」→「要支援」の更新認定となる。

現行の有効期間に係る省令について何らかの規定を設けない場合は、この例において介護認定審査会で設定可能な有効期間が異なることとなるが、現に受けている要支援認定の有効期間の満了日の違いにより、その取扱いが異なることとなっただけであり、同様の有効期間を設定する必要があると考えられる。
→ 有効期間は3～12ヶ月とする。

(法附則8条の規定)

<みなし要介護者(仮称)>

<要支援1>

◎：有効期間満了日

一方、有効期間の満了日が4月30日の要支援者の場合は、4月1日より「みなし介護者(仮称)」の取扱いとなるため、「要介護」→「要支援」の新規認定となる。

平成 17 年度要介護認定モデル事業（第一次） 結果等について

- 平成 17 年度要介護認定モデル事業（以下「モデル事業」という。）（第一次）は、新たな要介護認定及び要支援認定の円滑な導入を行う観点から、新予防給付対象者の選定を試行的に実施し、認定調査員、主治医意見書記載医師、介護認定審査会委員等の意見等を整理し、今後の要介護認定等に係る事務に反映させることにより、介護保険制度の円滑な推進に資することを目的として、平成 17 年 6 月下旬から 7 月にかけて、65 市区町村（広域連合等事務組合を含む）を対象に実施したところである。
- このモデル事業（第一次）の結果概要については別紙の通りであるが、一次判定ソフトについては、モデル事業（第一次）に用いたロジックを変更せず、モデル事業（第二次）の実施に当たり審査判定に関連する以下の事項に係る修正を行った。

<認定調査について>

- ・ 新たに追加した認定調査項目 3 項目について、選択肢の判断の適正化を図るため、手引きの記載を修正した。
- ・ 「10-3、家族・居住環境、社会参加の状況などの変化」については、項目の定義をより明瞭なものとするため、選択肢の判断基準を修正した。

<主治医意見書について>

- ・ 「1. 傷病に関する意見、(2)症状としての安定性」について、「不安定」を選択した際の具体的な状況を記載できるよう、様式に記載欄を追加した。また、「不安定」、「安定」、「不明」の各項目を選択する際の考え方を手引きに追加した。
- ・ 「4. 生活機能とサービスに関する意見、(2)栄養・食生活」について、項目を見直し、「食事行為」、「現在の栄養状態」の 2 項目とした。また、自由記載欄について、「改善に向けた留意点」を「栄養・食生活上の留意点」とした。

- ・「4. 生活機能とサービスに関する意見、(4)介護の必要の程度に関する予後の見通し」について、介護保険サービスやその他の高齢者に対するサービスの利用による生活機能の変化の見込みを選択できるよう、「サービス利用による生活機能の維持・改善の見通し」とし、選択肢も変更した。

<介護認定審査会について>

- ・新予防給付の具体的なサービス内容についての記載を充実すべきとの要望を受け、新予防給付の考え方及びサービス内容についての手引きの記載を充実した。
 - ・新予防給付の適切な利用が見込まれない状態像について、「疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態」及び「認知機能や思考・感情の障害により、十分な説明を行ってもなお、新予防給付の利用に係る適切な理解が困難である状態」について、具体的な状態像が明らかとなるよう、手引きの記載を充実した。
- なお、モデル事業（第二次）の実施にあたり、モデル事業（第一次）からの修正の詳細については、平成17年9月26日全国介護保険・老人保健事業担当者会議にてお示ししているところであり（9月26日資料P80-114）、モデル事業（第二次）に係る各手引き（「要介護認定モデル事業（第二次）の実施について」（平成17年10月14日老老発第1014001号厚生労働省老健局老人保健課長通知）の別紙）及びモデル事業（第二次）に係るQ & A（平成17年10月21日老人保健課発事務連絡）を参照されたい。

要介護認定モデル事業（第一次）の結果集計

○ 介護認定審査会における審査判定結果

- ・ 現行の要介護1に相当する対象者のうち、要支援2と判定されたものが59.9%、要介護1と判定されたものが39.0%であった。

○ 認定ソフトにおける給付区分の推定結果

- ・ 現行の要介護1に相当する対象者のうち、予防給付相当となったものが78%、介護給付相当となったものが22%であった。
- ・ 二次判定における、推定給付区分（注）からの「変更割合」
 - 予防給付相当 → 要介護1 : 24%
 - 介護給付相当 → 要支援2 : 5%

（注） 介護認定審査会資料「5. 認知機能・廃用の程度の評価結果」における「認知機能・廃用の程度から推定される給付区分」を言う。

○ その他（対象者の年齢構成等）

- ・ 年齢構成

年齢階級	性別		総計
	男性	女性	
50～	4(0%)	5(0%)	9(0%)
55～	8(1%)	17(1%)	25(1%)
60～	19(2%)	19(1%)	38(1%)
65～	77(7%)	103(4%)	180(4%)
70～	140(13%)	264(9%)	404(10%)
75～	223(20%)	552(19%)	775(19%)
80～	263(24%)	805(28%)	1,068(19%)
85～	228(21%)	744(25%)	972(27%)
90～	112(10%)	345(12%)	457(11%)
95～	17(2%)	64(2%)	81(2%)
100～	2(0%)	4(0%)	6(0%)
105～	1(0%)		1(0%)
総計	1,094(100%)	2,922(100%)	4,016(100%)

平均年齢	80.3	82.1	81.6
------	------	------	------

- ・ 現在の状況

現在の状況	二次判定			総計
	要支援2	要介護1	その他	
居宅	2,366(98%)	1460(94%)	52(95%)	3,878(97%)
介護老人福祉施設	2(0%)	12(1%)		14(0%)
介護老人保健施設	10(0%)	27(2%)		37(1%)
介護療養型医療施設	1(0%)	1(0%)		2(0%)
グループホーム		14(1%)		14(0%)
ケアハウス	10(0%)	6(0%)	1(2%)	17(0%)
医療機関(療養)	1(0%)	2(0%)	2(4%)	5(0%)
医療機関(療養以外)		9(1%)		9(0%)
その他施設	17(1%)	23(1%)		40(1%)
総計	2,407(100%)	1,554(100%)	55(100%)	4,016(100%)